国民健康保険のお知らせ

高額療養費制度が平成27年1月1日から見直されます

70歳未満の方

自己負担限度額が3段階から5段階に細分化されます。現在お使 いの限度額適用認定書の区分も変更になるため、発行日が平成26年 8月1日以降の認定証をお持ちの方(短期被保険者証の方は除く) には、新しい認定証を12月中に郵送します。

高額療養費制度って?

同じ月内の医療費が高額となり、一 定の額を超えた場合に、その超えた金 額を支給する制度です。この一定の額 を「自己負担限度額」といいます。

現行 平成26年 12月31日まで

	所得要件		自己負担限度額(月額)	
			1年に支給が3回まで	4回目以降
	Α	上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
	В	一般(市民税課税)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	С	低所得者(市民税非課税)	35,400円	24,600円

見直し後 平成27年 1月1日から

	所得要件		自己負担限度額(月額)	
			1年に支給が3回まで	4回目以降
	ア	旧ただし書所得(※)901万以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	1	旧ただし書所得600万~901万	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
	ウ	旧ただし書所得210万~600万	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	エ	旧ただし書所得210万以下	57,600円	44,400円
	オ	市民税非課税	35,400円	24,600円

※旧ただし書所得=総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

70歳から74歳までの方

自己負担限度額は変更ありません。ただし、次の要件をすべて満たす方は、医療機関で支払う医療費の負担割 合が変更になります。対象者にはあらためてお知らせします。

- 1. 平成27年1月2日以降に70歳になる方がいる世帯
- 2. 高齢受給者証の負担割合が3割負担の方
- 3. 旧ただし書き所得が210万円以下の世帯の方

問 保険年金課給付年金係☎364-1111(内線224、242)

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

申請方法 申請書に必要事項を記入し、必要書類と併せて返信用封筒で郵送または直接持参してください。

受付場所 臨時福祉給付金 : 生活福祉課総務係(壱番館庁舎1階⑤番、⑥番窓口)

子育て世帯臨時特例給付金: 保険年金課医療係(本庁舎1階⑤番窓口)

受付期限 平成26年12月26日 金まで (土日祝日を除く)

必要書類 ①申請書(すでに郵送しています) ※失くした場合は再発行します。

②本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)の写し

③振込先の金融機関と口座番号が分かるもの

※臨時福祉給付金の申請には、対象者全員分の本人確認書類が必要

問 臨時福祉給付金…生活福祉課 ☎364-1131

子育て世帯臨時特例給付金…保険年金課 ☎364-1111(内線223、275)

申請を! 期限を過ぎた 場合は申請を 受け付けられません のでご注意ください!

12月26日金

までに忘れずに